

## IV 5つの重点的支援施策

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、1.教育の支援、2.生活の安定に資するための支援、3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、4.経済的支援及び5.支援につなぐ体制整備の5つの施策に重点的に取り組みます。

## V 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策

### 1 教育の支援

#### <基本方針>

- すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与える幼児教育・保育の質の向上が必要です。
- 学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー、地域で支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげていく必要があります。この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。(▶実態調査)
- 子どもたちを支援につなげていくために、学校関係者や子どもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する様々な情報や、どこにつなげれば良いのか、認識しておくことも必要です。
- 将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした休校措置等の影響を踏まえ、学習環境の整備や子どもたちの心のケア等に留意する必要があります。

▶実態調査

- 子どもに関する支援制度等の情報受け取り方法は、約80～90%の保護者が「学校からのお便り」。(図表 29)
- 公的機関等の中で相談経験がある割合がもっとも高いのは「学校・保育所・幼稚園の先生」である一方で、「学校・保育所・幼稚園の先生」に対して「相談したかったが抵抗感があった」と回答した保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表 31, 32)

<具体的な施策>

(1) 学校を核とした子どもへの支援

施策	概要	担当課	対象の時期			
			①	②	③	④
ちばっ子「学力向上」総合プラン	すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。	教育庁 学習指導課		○	○	
スクールソーシャルワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁 児童生徒課		○	○	○
スクールカウンセラーの配置				○	○	○
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施				○	○	○
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）	放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。また、学習が遅れがちな	教育庁 生涯学習課			○	
放課後子供教室推進事業	中学生等を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施する。			○		

キャリア教育推進事業	特別活動を要しつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進する。また、子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てる。	教育庁 学習指導課		○	○	○
子どもと親のサポートセンター教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。	教育庁 児童生徒課		○	○	○
県立学校における「開かれた学校づくり」推進事業	地域住民や保護者等を委員とした「開かれた学校づくり委員会」または「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、安全・安心で信頼される学校及び地域に貢献し地域ネットワークの核となる学校づくりを推進する。	教育庁 生涯学習課		○	○	○
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、円滑に学校生活を送ることができるよう、日本語を母語としない外国人児童生徒に対して、日本語指導や適応指導等ができる人材を教育相談員として派遣し、支援を行う。	教育庁 学習指導課				○
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する担当者の指導力向上、受入体制の構築、特別の教育課程編成等に向けて、日本語指導担当者を対象とした連絡協議会を実施する。	教育庁 学習指導課		○	○	○

## (2) 就学支援の充実

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実を図る。	健康福祉指導課		○	○	
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	児童家庭課		○	○	○
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課				○
生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やク	健康福祉指導課		○	○	○
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）	ラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援す	教育庁財務課		○	○	
小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）	るための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。また、新型コロナウイルスによる休校措置の際の家庭学習を支援するため、ICTを利用するための通信費を支給する。	教育庁学校安全保健課		○	○	

実費徴収に係る補 足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。  *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	学事課 子育て支援課					○
特別支援教育就学 奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。また、対象世帯のうち要保護世帯の児童生徒が、オンライン学習を行う際に必要な通信費を支給する。	教育庁 財務課					○ ○ ○ ○
奨学のための給付 金	経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。また、奨学のための給付金については、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計急変した高校生等への支援を行う。	教育庁 財務課					○
千葉県奨学資金の 貸付け制度							○
高等学校等就学支 援金							○
高等学校等授業料 減免制度							○
夜間定時制高等学 校夕食費補助事業	経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。	教育庁 学校安全 保健課					○

私立高等学校等授業料減免事業	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が激減した世帯に対して、授業料減免制度や奨学のための給付金が、家計急変世帯にも適用になることを周知し、必要な支援を適切に行う。	学事課				○
私立高等学校入学金軽減事業						○
私立高等学校等奨学のための給付金事業						○
私立高等学校等就学支援金						○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課	○			

### (3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	【再】意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課				○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【再】修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
地域若者サポートステーション事業	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課				○

公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁 財務課				○
私立高等学校等学び直し支援金		学事課				○

### コラム

#### 「定時制高校生応援プロジェクト（P J）」

県立船橋高校（定時制）の最寄り駅の駅前にある市民団体の事務所において、月に2回スクールソーシャルワーカーや地元のフードバンク・子ども食堂を運営する団体、相談支援機関（まるっと、さーくる）が集まり、フードバンクの食料を生徒さんにお渡ししつつ、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりする場づくりをしています。

平成30年12月から開始して、いつも参加する子どもたちが、少しずつ、家庭の様子や将来のことなどを話すようになってきました。親が手続きをしておらず学校への納付金を滞納していたA君は、「さーくる」の支援で本人が手続きをして、卒業ができました。B君は、就職にあたり支援者が保証人になって、会社員になりました。2人は、卒業後も月2回のP Jには顔を出してくれています。

中核地域生活支援センター「まるっと」 菊池謙 所長

## 2 生活の安定に資するための支援

### <基本方針>

- 貧困状態にある子どもたちやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けられることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。（▶実態調査1）
- 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、保護者の就労環境の整備や、食・住生活への支援、更には親のもとで生活ができない子どもたちを社会的に養育し自立させることが必要です。
- 予期しない妊娠や妊娠・出産に際し経済的に困難を抱える女性に対して、妊娠・出産期から相談に乗るための体制づくりを進めるとともに、妊娠の届出や子育て世代包括支援センターでの面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。
- 貧困の早期発見・対応のために、乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。（▶実態調査2）

- 生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなる恐れのある家庭があり、そのような家庭を把握し支援につなぐ必要があります。
- 経済的理由で十分な食事がとれない家庭や、毎日の朝食や、野菜を食べる割合が低いなど栄養的に偏る傾向があり、食に関する支援が必要です。フードバンクや子ども食堂といった民間団体の取組についても、連携、支援のあり方を検討していく必要があります。  
(▶実態調査3)
- 家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じている子どものために、安心して過ごせる居場所づくりの検討が必要です。(▶実態調査4)
- 貧困家庭にとっては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。
- 家庭で適切な養育が受けられない子どもたちには、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞等を踏まえ、生活困窮に対する更なる支援が求められています。

▶実態調査

- 1 本当に困ったとき悩みがあるときに相談できる相手や、近隣で挨拶や日常会話をする知人・友人、子育てに関する悩みを相談できる知人・友人が「いる」という保護者の割合は困窮層の方が低く、その割合は貧困が継続しているほど低い。(図表 17, 38) 同様に、両親のいずれかが外国籍である世帯は、相談相手が少ない。(図表 46)
- 2
  - ・10年前の生活が大変苦しかったという保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表 5)
  - ・貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合と比べて、保護者自身が成人前につらい経験をしている割合が高く(図表 35)、保護者や子どもの自己肯定感の低さもみられる。(図表 36, 40) また、将来のために今がんばりたいと思う子どもの割合が低い。(図表 39)
- 3
  - ・必要な食料が買えなかった経験は、小学生で14.9%、中学生で17.6%である。(図表 4)
  - ・平日に毎日朝ごはんを食べる子どもの割合、野菜を毎日食べる子どもの割合は、困窮層の方が低い。(図表 11, 12)
- 4 ほっとできる居場所がないと回答した子どもの割合は、困窮層の方が高い。(図表 10)

コラム

「貧困は急に始まらない」

高校生になって突然貧しくなったという子どもはほとんどいません。高校のスクールソーシャルワーカーとして、幼少期から貧困を背負ってきた生徒に出会う中で、もっと早くから何らかの支援ができていれば状況は変わっていたかもしれない、と思うことがしばしばありました。

乳幼児期に貧困の端緒を発見するために、保育所にいる子ども達に一番身近な保育士さんには、声にもならない子ども達のSOSに気づくアンテナを持ってほしいと思っています。

千葉女子専門学校 初谷千鶴子 教諭

<具体的な施策>

(1) 保護者への生活支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業、家計改善支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。また、生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。	健康福祉指導課	○	○	○	○
生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）	【再】新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
中核地域生活支援センターの設置（県内13箇所）	中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
民生委員・児童委員制度	民生委員・児童委員に対し、子どもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。	健康福祉指導課 児童家庭課	○	○	○	○
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。	子育て支援課		○		

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。また、子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。	児童家庭課	○			
養育支援訪問事業			○			
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。	児童家庭課	○	○	○	○
子育て世代包括支援センターの設置支援事業	母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る。	児童家庭課	○			
母子保健事業による支援	安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図る。	児童家庭課	○			
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。	児童家庭課	○			
母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○

ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。また、ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
母子・父子自立支援員に対する研修の実施			○	○	○	○
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めたとした日常生活の支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童家庭支援センター	子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進する。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。	児童家庭課	○	○	○	○
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	○	○	
保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	子育て支援課	○			
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	教育庁 学習指導課	○			

放課後児童支援員等研修	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	子育て支援課		○			
-------------	--	--------	--	---	--	--	--

(2) 子どもの生活や就労への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
乳幼児の健康診査	子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機会を充実させる。	児童家庭課	○			
親力アップいきいき子育て広場	また、子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載したウェブサイトの充実により、各家庭の親力向上を図る。	教育庁生涯学習課	○	○	○	○
放課後子供教室推進事業	【再】放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。	教育庁生涯学習課		○		
ひきこもり地域支援センター	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。	障害者福祉推進課	○	○	○	○
千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず最初に相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	県民生活・文化課	○	○	○	○

地域若者サポート ステーション事業	【再】就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課					○
子ども医療費助成 事業	【再】子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課		○	○	○	

### コラム

#### 「グレーゾーンの子どもたち」

生活保護を受けていなくても、現に、生活が困窮している家庭の子ども達があります。高校生の中にも、弁当を持ってこられず昼休みは別の場所で時間を潰したり、交通費が払えず徒歩で学校に通ったりする子どももいます。アルバイト代は、交通費や医療費に消えてしまいます。

生活保護を受けている世帯の子どもたちは、とりあえずは守られています。そうでない子ども達にも、しっかり目を向けて、支援していく必要があります。

千葉女子専門学校 初谷千鶴子 教諭

### (3) 里親や児童養護施設等の子どもへの支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
里親等への委託の 推進	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親やファミリーホームへの委託を推進し、里親の新規開拓、資質向上、養育支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童養護施設、 乳児院等の機能強 化	また、児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。		○	○	○	○

児童相談所の体制・機能強化	児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進める。また、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、研修を充実、強化し、人材の確保・育成を図る。	児童家庭課	○	○	○	○
社会的養護自立支援事業	里親や児童福祉施設等の子どもの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも保護者の支援を受けられないことが多いことから、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。	児童家庭課				○
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課				○

#### (4) その他の生活の支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
県営住宅へ入居する際の優遇措置	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。	住宅課	○	○	○	○
住宅セーフティネット制度・あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。	住宅課	○	○	○	○

生活保護法・生活 困窮者自立支援法 を担当する職員・ 相談支援員等に対 する研修の実施	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者 自立支援制度における相談支援員等、民生委員・ 児童委員の資質の向上のための研修を実施する。	健康福祉 指導課	○	○	○	○
民生委員・児童委 員に対する研修の 実施		健康福祉指 導課 児童家庭課	○	○	○	○

### 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### <基本方針>

- 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、保護者自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた支援の充実が必要です。
- 貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の割合が高い状況を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、子どもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。(▶実態調査1)
- その際、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯でも困窮度が高い世帯への支援や、本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。(▶実態調査2)
- 新型コロナウイルスの影響により厳しい雇用情勢が続いており、雇用の継続や再就職支援等に留意する必要があります。

#### ▶実態調査

- 1 早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、困窮層の方が高い。  
(図表 25, 26)
- 2 ふたり親で両親が共働きをしていますが、どちらも非正規雇用の場合は困窮層の割合が 14.3%。  
(図表 27)

<具体的な施策>

(1) 保護者の就労への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせ合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【再】ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	【再】働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。	子育て支援課		○		
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	児童家庭課	○	○	○	○

千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施する。	雇用労働課	○	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。	子育て支援課	○	○	○	○
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	児童家庭課	○	○	○	○

## (2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	児童家庭課	○	○	○	○

離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO 法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。	産業人材課	○	○	○	○
-------------	---	-------	---	---	---	---

### コラム

#### 「保護者の労働環境に合わせた子育て支援を」

貧困の家庭の保護者が、深夜・早朝など、給料が高い時間帯に勤務することは、現実問題としてはやむを得ない部分もあります。重要なのは、そのような勤務をしながらであってもしっかり子育てができる環境の整備であり、児童館の夜間利用であったり、ショートステイやトワイライトステイなど、保護者の労働環境に合わせた子育て支援の充実が必要だと考えます。

立教大学 湯澤 直美 教授

## 4 経済的支援

### <基本方針>

- 貧困状態にある子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
- 特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの様々な支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることや、学校生活においては安価で良質な学用品等を購入できるように工夫するなどの対応が必要です。

#### ▶実態調査

- 経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることで、その効果を高めることが重要です。
- 新型コロナウイルスの影響による家庭の収入減少等に対する支援が必要です。

#### ▶実態調査

就学援助費については、困窮層においても「現在利用している」と「利用したことがある」を合わせた割合が約3割程度にとどまっている。また、小学生保護者の困窮層では、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」という割合がそれぞれ8%である。(図表 28)

<具体的な施策>

(1) ひとり親世帯への経済的支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭等医療費等助成事業	経済的理由や仕事・子育てによる多忙さから医療機関を受診せずに疾病が重症化することを防止するため、ひとり親家庭等の医療費等の助成を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	両親の離婚後、子どもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。	児童家庭課	○	○	○	○

(2) その他の経済的支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給する。	子育て支援課	○	○	○	
生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。	健康福祉指導課	○	○	○	○

生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金	【再】 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。また、新型コロナウイルスによる休校措置の際の家庭学習を支援するため、ICTを利用するための通信費を支給する。	健康福祉指導課					○	○	○
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）		教育庁財務課					○	○	
小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）		教育庁学校安全保健課						○	○
実費徴収に係る補足給付を行う事業	【再】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。 *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	学事課 子育て支援課						○	
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	【再】 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課							○

特別支援教育就学奨励費	【再】特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。また、対象世帯のうち要保護世帯の児童生徒が、オンライン学習を行う際に必要な通信費を支給する。	財務課					○	○	○	○
奨学のための給付金	【再】経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。また、奨学のための給付金については、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計急変した高校生等への支援を行う。	財務課								○
千葉県奨学資金の貸付け制度										○
高等学校等就学支援金										○
高等学校等授業料減免制度										○
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	【再】経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。	教育庁 学校安全 保健課								○
私立高等学校等授業料減免事業	【再】経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が激減した世帯に対して、授業料減免制度や奨学のための給付金が、家計急変世帯にも適用になることを周知し、必要な支援を適切に行う。	学事課								○
私立高等学校入学金軽減事業										○
私立高等学校等奨学のための給付金事業										○
私立高等学校等就学支援金										○
公立高等学校学び直し支援金制度	【再】高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁 財務課								○
私立高等学校等学び直し支援金		学事課								○

母子父子寡婦福祉 資金の貸付	【再】 修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
母子父子寡婦福祉 資金の貸付	【再】 ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
母子家庭等自立支 援給付金事業	【再】 就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業	【再】 ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童養護施設退所 者等に対する自立 支援資金貸付事業	【再】 里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付けを行う。	児童家庭課				○
生活困窮者自立支 援法による住居確 保給付金	【再】 離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉 指導課	○	○	○	○
県営住宅へ入居す る際の優遇措置	【再】 母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。	住宅課	○	○	○	○
子ども医療費助成 事業	【再】 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	○	○	

## コラム

### 「学用品などの負担が大きい」

所得の高い世帯の方が教育費はたくさん使っているのに、所得に占める教育費の割合は、所得の低い世帯の方が高い現状があります。

教育に関する支出では、学校で必要な学用品や給食等に関する費用負担は大きいです。例えば、ピアノは学校の備品にするなど、学校でかかる費用を減らす工夫が必要だと考えます。

立教大学 湯澤 直美 教授

## 5 支援につなぐ体制整備

### <基本方針>

- 子どもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が重要です。
- 「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。

#### ▶実態調査1)

## コラム

### 「気づくことの難しさ」

地域の方々と一緒に放課後子ども教室のお手伝いをしています。子ども達が帰った後、その日の子ども達の様子について話し合いますが、これまで、貧困という視点では話す機会がありませんでした。支援に携わる大人の方が、貧困への意識を持つことの重要性を感じると同時に、貧困の子どもに気づくことの難しさも感じます。例えば、貧困に気づくためのツールなどがあれば、有効だと思います。

(特非) B-Net 子どもセンター 遠藤大輝 理事長

- 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるためにも、特に、子ども達の身近にいる保育士等の関係者に対する子どもの貧困への気づきに関する研修が必要です。

#### ▶実態調査2)

- 次に、「気づき」を支援に「つなぐ」必要があります。例えば、子ども食堂による支援が、貧困家庭に届いていない場合など、「気づき」と「支援」がつながっていないケースがあるという指摘があります。

- 特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- 貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められています。
- 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、「気づき」「つなぐ」ためのツールの検討が必要です。

▶実態調査

- 1 子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や中学生におけるスマートフォンなど、一般層と困窮層で所有している割合に差が少ないものもある。(図表 9)
- 2 10年前の生活が大変苦しかったという保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表 5)

コラム

「必要な子どもを子ども食堂につなげるために」

都賀駅近くに、地域の子どもの地域で育てるため、地域の方々と一緒に子ども食堂を開設しました。平成29年の開設当初、子ども達よりも先に、地域の保健師、主任児童委員、保育士さんを招待しました。子ども食堂を必要としている子ども達を知っている専門職や地域の皆さんに、そんな子ども達を食堂につないでほしいという思いからです。

子ども食堂は、「食」を支えるのが大きな役割のように捉えられがちですが、実際には「居場所」として、こども達の「心」を支えています。最近では、地域のコミュニティの場としての役割も期待されていますが、貧困などの困難を抱える子どもたちのためという、子ども食堂本来の役割も忘れてくないと思っています。

TSUGANOわこども食堂 田中照美氏

<具体的な施策>

施策	概要	担当課	①	②	③	④
スクールソーシャルワーカーの配置	<p>【再】 支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。スクールソーシャルワーカーの新規配置拠点校には、年度初めに学校訪問を行い、管理職や担当教諭等へ配置の目的や職務について説明を行い、配置校の教職員への周知を図る。</p> <p>また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。</p>	教育庁 児童生徒課		○	○	○
スクールカウンセラーの配置				○	○	○
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施				○	○	○
保育士等キャリアアップ研修事業	<p>【再】 保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	子育て支援課	○			
幼児教育推進事業	<p>【再】 幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	教育庁 学習指導課	○			
放課後児童支援員等研修	<p>【再】 放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	子育て支援課		○		
家庭教育支援チームの再構築	<p>家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。</p>	教育庁 生涯学習課	○	○	○	

気づきのためのチェックシートや支援につなぐガイドブックの作成などの検討	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのためのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、「気づき」「つなぐ」ためのツールの検討を行う。	健康福祉指導課		○	○	○	○
-------------------------------------	---	---------	--	---	---	---	---

コラム

「見えづらい貧困」

施設に遊びに来る子どもをたくさん見っていますが、見た目で貧困とわかる子どもは少ないのが現実です。経済的に苦しく、おそらく自分の勉強部屋などはないだろうと思われるような家庭の子どもであっても、高校生になればみなスマートフォンを持っています。みんなと同じ持ち物があるからといって、貧困じゃないとは言えないのです。

児童養護施設望みの門かずさの里 戸波宏幸 施設長

コラム

「S S Wが十分に力を発揮するために」

スクールソーシャルワーカー（S S W）は、子どもたちを必要な支援に的確につなげるために、地域にどのような支援に関する資源（公的、民間含めて）があるかを知っている必要があります。S S Wもスキルアップに努めてはいますが、それでも対応に苦慮する場合もあり、困ったときに、つなぎ先や支援制度を教えてください。人がいてくれたら心強いと思います。

また、中学校区に1人はS S Wを配置して、要請の有無に関わらず小学校を巡回できればいいですね。S S Wと学校の先生が意見交換を繰り返す中で、S S Wの専門的な視点から、子ども達の問題に気づけることもあると思っています。

千葉女子専門学校 初谷千鶴子 教諭